

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、国民の食生活上欠くことのできない植物油脂の生産状況等を把握し、植物油脂施策の基礎資料とすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

(3) 調査機関

農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

(4) 調査の対象

ア 全国の年間原料処理実績が100トン以上でかつ1日当たりの原料処理能力が10トン以上の植物油脂製造工場を有する全ての企業を対象とした。

イ 令和2年1月から12月の調査対象企業数は、40企業（有効回答数40、有効回答率100%）である。

(5) 選定方法

一般社団法人日本植物油協会等の名簿に基づき作成した「植物油脂製造企業名簿」の全ての企業を対象とした。

(6) 調査期間

調査対象期間は令和2年1月から令和2年12月までとし、毎月末日現在で調査した。

(7) 調査事項

ア 調査品目

国産：大豆、なたね・からし、米ぬか、落花生、その他

輸入：大豆、なたね、からし、米ぬか、綿実、サフラワー、ごま、とうもろこし、落花生、ひまわり、パーム、コブラ、パーム核、あまに、ひまし、その他

イ 調査事項

品目別の原料の処理量及び月末在庫、品目別の原油の生産量及び月末在庫、品目別の油かすの生産量及び月末在庫である。

(8) 調査方法

民間事業者が調査対象企業にオンライン（電子メール）又は郵送により調査票を配布し、オンライン（電子メール）、郵送又はFAXにより回収した。

(9) 集計方法

調査対象企業の結果の積上げにより集計した。

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

(10) 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度は算出していない。

2 用語の解説

原料	植物油の搾油に用いる農作物をいう。
油脂（原油）	植物体に含まれる油分を搾油（圧搾や抽出）して得られた粗油（不純物や浮遊物を含んでいる精製前の油脂）の状態のものをいう。
油かす	植物体に含まれる油分を採取した搾り粕をいう。
原料処理量	当月中に搾油処理した原料の数量（搾油工程の受入数量）をいう。
原料在庫量	当月末日において、工場又は倉庫（営業倉庫、他の製油業者の工場附属倉庫及び野積み倉庫を含む。以下「油脂（原油）在庫量」において同じ。）に保管されているものの数量をいう。
油脂（原油）生産量	当月中に生産した原油の数量をいう。
油脂（原油）在庫量	当月末日において、工場、倉庫、タンクターミナル等に保管されているものの数量をいう。
油かす生産量	当月中に生産した油かすの数量をいう。
油かす在庫量	当月末日において、工場、倉庫（営業倉庫、他の製油業者の工場附属倉庫、野積み倉庫及びストックポイントを含む。）に保管されているものの数量をいう。
可食油	大豆、なたね、からし、米ぬか、綿実、サフラワー、ごま、とうもろこし、落花生又はひまわりを原料とした油脂（原油）をいう。

3 利用上の注意

(1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中記号について

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）

「－」：事実のないもの

(3) 数値単位はメートルトンである。

(4) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「油糧生産実績」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 本統計の累年データは、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」、品目別分類「加工・食品」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/oil/index.html#r> 】

4 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 普通作物統計班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線 3682

(直通) 03-3502-5687

FAX： 03-5511-8771

※ 本統計に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】